

令和5年1月25日

インボイス制度適格請求書発行事業者登録のお知らせ

令和5年(2023年)10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

この度当会社では、「適格請求書発行事業者」登録をいたしましたので、お知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号 T8010105000011

※上記登録番号は、国税庁 web サイト「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」(<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/index.html>)にてご確認いただくことができます。

[お問い合わせ先]

総務部企画経理課

電話 042-686-1171